

環政総発第 040514004 号
平成 16 年 5 月 14 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

環境省総合環境政策局長

平成 16 年度環境技術実証モデル事業実施要領

の確定と対象技術分野の追加について

日頃より環境行政の推進にご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

環境省においては昨年度より、先進的な環境技術について、第三者がその環境保全効果等をモデル的に実証する「環境技術実証モデル事業」を実施しています。

今般、平成 16 年度環境技術実証モデル事業実施要領を確定すると共に、平成 16 年度における実証対象技術分野を追加することと決定したので、通知いたします。

各都道府県及び政令指定都市におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、本事業における平成 16 年度の実証機関としての参画についてよろしくご検討いただきますようお願い申し上げます。

平成 16 年度環境技術実証モデル事業実施要領の確定
と対象技術分野の追加について

平成 16 年 5 月 14 日
環 境 省

環境省では平成 15 年度より、環境技術実証モデル事業(以下、「モデル事業」という。)を実施しているところです。モデル事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。平成 15 年度においては、酸化エチレン処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、山岳トイレ技術分野を技術実証の対象技術分野として事業を実施しており、平成 16 年度についても、この 3 分野に加えて、化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、ヒートアイランド対策技術分野(空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)を対象技術分野とする旨、お伝えしているところです(平成 16 年 2 月 5 日付環政総発第 040205002 号)。

この度、環境省では、平成 16 年度の環境技術実証モデル事業実施要領(別添 1)を決定すると共に、下記の通り、実証対象技術分野の追加を行うことを決定いたしましたので、お知らせ致します。

(モデル事業について、詳しくはホームページ <http://etv-j.eic.or.jp/> をご覧下さい。)

記

平成 16 年度より新規に実証の対象とする技術分野(今回追加分)

VOC 処理技術分野(ジクロロメタン等有機塩素計脱脂剤処理技術) (別添 2 参照)
(技術分野の内容)

鍍金(めっき)・金属加工業等において、金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤(VOC の一種)による排ガスを浄化するための技術分野。

(想定される技術の例)

金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素計脱脂剤について、凝集法等により適切に処理する技術(装置)など。

(参考:平成 16 年度の対象技術分野)

(1)酸化エチレン処理技術分野

(技術分野の内容)

製造業や医療機関等において、滅菌のために使用されている酸化エチレンガス(大気汚染防止法における有害大気汚染物質の中の優先取組物質・PRTR 法における特定第一種指定化学物質)を浄化するための技術分野。

(対象となる技術の例)

酸化エチレン滅菌装置からの排ガスを、燃焼、酸化触媒反応、加水反応等の方法により適切に処理する技術(装置)など。

(2)小規模事業場向け有機性排水処理技術分野

(技術分野の内容)

小規模事業場(日排水量 50m³ 以下を想定)の厨房から排出される有機性排水を処理するための技術分野。

(対象となる技術の例)

厨房からの有機性排水を、生物学的または物理化学的処理により適切に処理する技術(装置・プラント)など。

(3)山岳トイレ技術分野

(技術分野の内容)

山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野。

(対象となる技術の例)

非放流式で、し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術(装置)など。

(4)化学物質に関する簡易モニタリング技術分野

(技術分野の内容)

環境中の化学物質のうち、特に公定法が定められていない物質等を対象とした測定を、通常実施されている手法より簡易的に実施する技術。

(想定される技術の例)

PRTR 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)対象物質、内分泌攪乱作用が疑われる化学物質等を対象とした抗原抗体反応技術を応用した酵素免疫法、蛍光免疫法等による簡易分析法。

(5)ヒートアイランド対策技術分野(空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)

(技術分野の内容)

多くの建物に付帯している空冷室外機から発生する顕熱を抑制することにより、ヒートアイランド対策を行うための技術分野。

(想定される技術の例)

空冷室外機へ水を噴霧すること等により、水が蒸発するときの潜熱を利用して、冷却効果を高め、室外機から発生する顕熱を抑制する技術(装置)など。

(6) VOC 処理技術分野(ジクロロメタン等有機塩素計脱脂剤処理技術)

(技術分野の内容)

鍍金(めっき)・金属加工業等において、金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤(VOC の一種)による排ガスを浄化するための技術分野。

(想定される技術の例)

金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素計脱脂剤について、凝集法等により適切に処理する技術(装置)など。

本件担当問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

環境省総合環境政策局 環境研究技術室

木野、安部

電話:03-3581-3351(内 6244)

03-5521-8239(直通)

FAX:03-3593-7195

e-mail: etv@env.go.jp

(参考)平成 16 年度実証機関の選定について

1. 平成 16 年度の実証機関の候補

平成 16 年度に新規に実証対象とする技術分野については、原則として地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)を対象に実証機関の募集を行う予定です。

また、平成 15 年度に引き続き実証対象とする技術分野については、環境省が、分野毎にその実証試験結果等を踏まえた上で、地方公共団体並びに民法第 34 条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができます。

2. 実証機関の選定手続き及びスケジュール

実証機関の選定は、公募の上、技術分野毎に分野別ワーキンググループで検討して行います。実証機関の公募の時期については、分野毎に異なりますが、本年 2 月から来年度 6 月頃を予定しています。受付期間等はそれぞれの技術分野ごとに別途通知致しますが、受付開始日より 2 週間程度を予定しています。

3. 審査

環境省は、実証機関の選定にあたり、書面による審査及び必要に応じヒアリング審査を実施します。審査の結果は、すべての応募団体に対して通知します。

4. 応募資格

応募の資格については、以下のとおりです。

- ・ 環境省からの委託により実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。(試験の実施に必要な費用については、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は技術の実証を申し出た者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担(環境省と実証機関の間で委託契約を締結する)とします。詳細については、実証試験要領で定めます。)
- ・ 実証の対象とする技術を公募する際、自管区外から応募された技術についても受理可能なこと。ただし、対象となる技術が自管区外に設置せざるを得ない等の理由により(パイロットプラントの設置等)、職員を自管区外まで派遣しないと実証試験等の実施が困難な場合については、この限りではありません。

5. その他

実証試験の実施については、当該地方公共団体付属の環境研究所等各種試験研究機関の利用を基本とします。なお、必要に応じ、外部の機関に試験内容の一部の実施を委託することができます。